⑹　「年金の支払開始日」の項には、その年金に係る令第186条第１項第１号に規定する支払開始日を記載すること。

⑺　「残存期間年数」の項には、その年金に係る令第186条第１項第１号の規定により当該年金を令第185条第１項第１号に規定する確定年金とみなして計算する場合における同号イに規定する残存期間年数を記載すること。

⑻　「支払開始日年齢」の項には、その年金の支払を受ける者の令第186条第１項第２号の規定により当該年金を令第185条第１項第５号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払開始日余命年数に係る第86条第２項第２号に規定する支払開始日年齢を記載すること。

⑼　「支払期間年数」の項には、その年金に係る令第186条第１項第２号の規定により当該年金を令第185条第１項第５号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払期間年数を記載すること。

⑽　「保証期間年数」の項には、その年金に係る令第186条第１項第２号の規定により当該年金を令第185条第１項第５号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号イに規定する保証期間年数を記載すること。

⑾　「支払総額又は支払総額見込額」の項には、その年金に係る令第186条第１項第１号に規定する支払総額又は同項第２号の規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額を記載すること。

⑿　「支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合」の項には、その年金に係る令第186条第１項第５号又は第６号に規定する割合を記載すること。

⒀　「年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額」の項は、その年金が令第186条第２項の規定の対象となる年金である場合に記載すること。

⒁　支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

別表第五（二十八）の表の備考１中「第19条の３第25項」を「第19条の３第23項」に、「場合には、」を「場合には」に、「非居住者）」を「非居住者とし、同令第19条の４第15項において準用する同令第19条の３第23項の規定の適用がある場合には同令第19条の４第15項に規定する特定外国株式の譲渡をする非居住者とする。）」に改め、同表の備考２⑵中「第19条の３第26項」を「第19条の３第24項」に改め、「承継特定株式、」の次に「同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式については特定外国株式、」を加え、同表の備考２⑸中「第19条の３第26項」を「第19条の３第24項」に、「又は承継特定株式の」を「若しくは承継特定株式又は同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式の」に、「又は承継特定株式と」を「若しくは承継特定株式又は特定外国株式と」に改める。

別表第五（二十九）の表の備考１中「第19条の３第25項」を「第19条の３第23項」に改め、同表の備考２⑹中「第19条の３第26項」を「第19条の３第24項」に改める。

別表第五（三十一）の表の備考４⑵中「のよう」を「、大証米ドルのよう」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第五（三十二）

平成　　年分　金地金等の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）					
	氏名					
金地金等の種類	重量	数量	支払金額			支払確定年月日
				千	円	・　・
						・　・
						・　・
						・　・
（摘要）						
支払者	住所（居所）又は所在地					
	氏名又は名称	（電話）				

（用紙　日本工業規格　Ａ６）

備　考

１　この支払調書は、居住者及び第90条の6の国内に恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の6に規定する金地金等（以下この表において「金地金等」という。）の譲渡の対価（同条に規定する対価をいう。以下この表において「対価」という。）について使用すること。

２　この調書の記載の要領は、次による。

⑴　「住所（居所）」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

⑵　「金地金等の種類」の欄には、金地金、白金地金、メープル金貨、イーグル白金貨のように記載すること。

⑶　「重量」の欄には、金地金等の１単位当たりの重量を記載すること。

⑷　「支払金額」の欄には、その支払の確定した金地金等の譲渡の対価の額を記載すること。

⑸　「支払確定年月日」の欄には、その支払の確定した年月日を記載すること。

⑹　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

⑺　支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

３　合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

別表第六㈢の表中「

特別障害者	その他の障害者

」を「

特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫

」に改め、同表の備考２⑸中「又はその他の障害者」を「若しくはその他の障害者、租税特別措置法第41条の17第１項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫」に改める。

別表第七㈠の表の備考２⑴中「その住所」の次に「。⑼イにおいて同じ」を加え、同表の備考２⑸中「信託会社の」を「信託会社（法第227条に規定する信託会社をいう。以下この表において同じ。）の」に、「の場合」を「の者である場合又は当該信託が特定寄附信託（租税特別措置法第４条の５第１項に規定する特定寄附信託をいう。以下この表において同じ。）である場合」に改め、同表の備考２⑼イ中「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。）」を削り、同表の備考２⑼ロ中「の場合」を「の者である場合又は当該信託が特定寄附信託である場合」に改め、同表の備考２⑼に次のように加える。